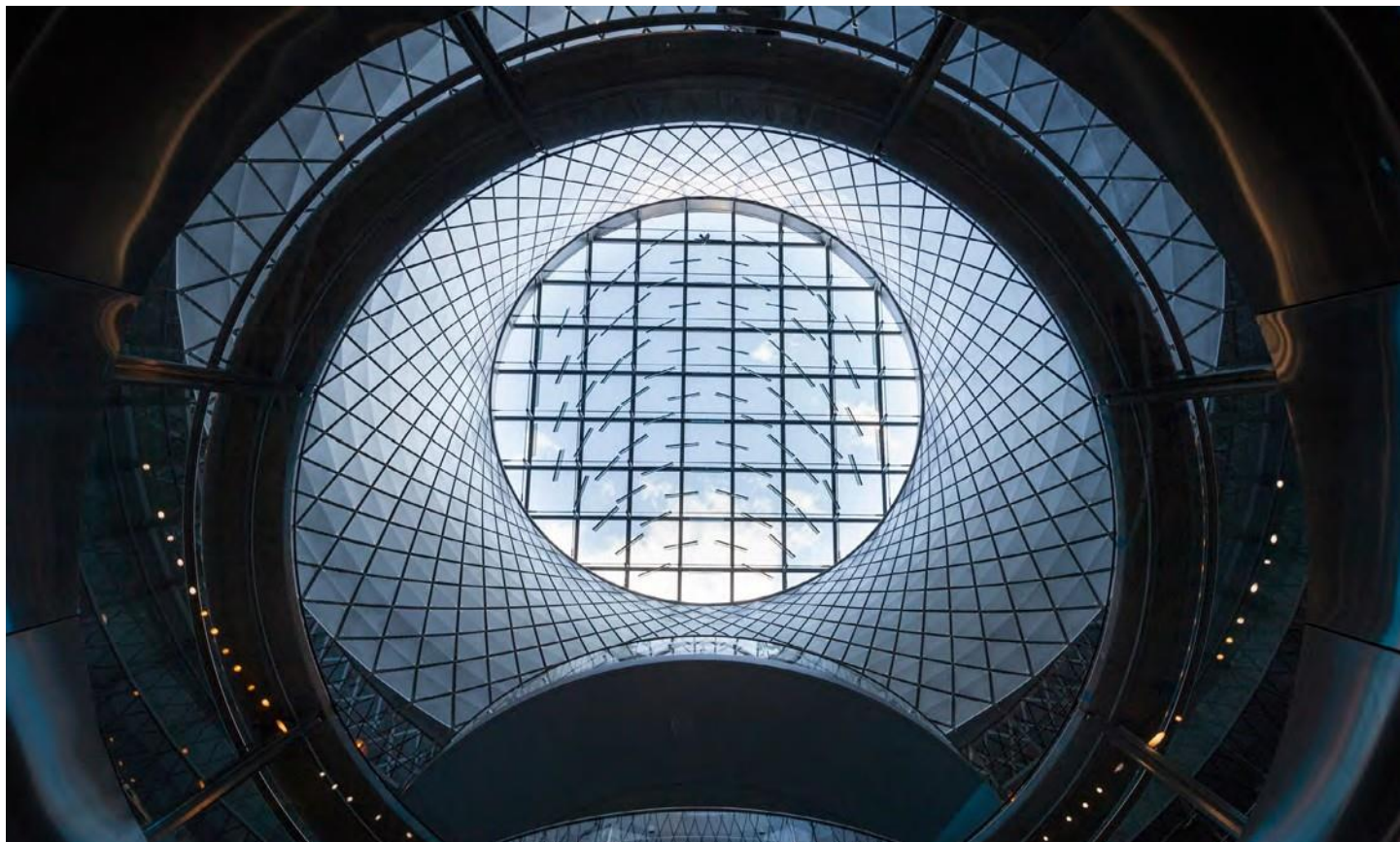


注:本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



目次

- はじめに
- 提案された変更の概観
- ASC480 における無期限の延期の排除
- FASB による、負債と資本に係る研究プロジェクト

FASB が負債と資本に係るガイダンスの焦点が絞られた変更を提案する

ジェイミー・デイビス(Jamie Davis)及びマグナス・オレル(Magnus Orrel) (Deloitte & Touche LLP)

はじめに

2016年12月7日、FASBは [ASU 提案¹](#)を発行した。これは、負債又は資本いずれかとしての特定の金融商品の分類に係るガイダンスに限定的な変更を行うものである。FASBの目的は、(1)「ダウン・ラウンド(down-round)」条項を有する商品の会計処理、及び(2)範囲除外を有する特定の保留中(pending)内容の無期限の延期を置き換えることにより、ASC480-10²の読みやすさを改善することにある。コメント期限は、2017年2月6日である。

当 *Heads Up* は、負債と資本に係る、提案された変更の概観、及びそのガイダンスに対するより包括的な改善に係る FASB の計画の要約された議論を提供するものである。

¹ FASB Proposed Accounting Standards Update, *Distinguishing Liabilities From Equity (Topic 480): I. Accounting for Certain Financial Instruments With Down Round Features II. Replacement of the Indefinite Deferral for Mandatorily Redeemable Financial Instruments of Certain Nonpublic Entities and Certain Mandatorily Redeemable Noncontrolling Interests With a Scope Exception*.

² 会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「[FASB会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル](#)」参照のこと。

更なる情報

ダウン・ラウンド条項に係る現行ガイダンスに対する追加的洞察については、デロイトにより最近発行された「A Roadmap to Accounting for Contracts on an Entity's Own Equity」のセクション4.3.7.2及び4.3.7.3を参照のこと。

提案された変更の概観

ダウン・ラウンド条項

背景

ダウン・ラウンド条項は、株式連動型 (equity-linked) 金融商品 (例えば、主契約たる債務又は資本契約内に組み込まれた、独立したワラント契約又は資本転換特性) における条項であり、事業体が、商品のその時点での現在行使価格よりも低い価格で資本株式 (又はより低い価格で、株式連動型金融商品) を発行する場合に、当該商品の行使価格 (又は転換価格) に対しての減額調整を引き起こすものである。当該特性の目的は、より有利な価格での将来時点における資本株式の発行から、当該商品の相手方を保護することにある。例えば、ワラントは、行使価格が、一株当たり5ドル又は将来の新規株式公開における普通株式発行価格のいずれか低い方であることを特定する可能性がある。同様に、負債商品は、転換価格が一株当たり5ドル又は将来の公募価格のいずれか低い方である、組み込まれた転換特性を含む可能性がある。当該条項は、非公開会社及び開発段階 (development-stage) 会社により発行される、ワラント、転換株式及び転換債務に頻繁に含まれる。

現行米国会計基準では、ダウン・ラウンド条項 (又は組み込まれた資本転換特性) を含む契約は、資本として適格ではない。これは、当該取り決めは、当該契約が、ASC815-40-15 (ASC815-40-55-33 及び 55-34 において例証されているように) により、当該事業体の自己株式にインデックス付けされているとの結論を排除するためである。ASC815-40-15 により事業体の自己資本にインデックス付けされているとみなされる契約に関しては、決済金額に影響を与えうる唯一の変数は、事業体の資本株式に係る固定/固定 (fixed-for-fixed) オプション又はフォワードの価格付けに対するインプットでなければならない (すなわち、その決済金額が、事業体の資本株式の固定数の公正価値と、負債商品の固定された貨幣的金額又は固定金額との差額と等しい契約)。しかしながら、現在市場価格での新規資本金証券の発行や、以前発行された商品よりもより低い行使価格を有する株式連動型金融商品の発行は、資本株式に係る固定/固定オプション又はフォワードの価格付けへのインプットではない。



編集者注

経済的には、ダウン・ラウンド条項は、希薄化防止特性とは異なる。希薄化防止調整は、希薄化事象 (例えば、株式分割) の影響に対して、保有者を保護するが、当該事象前におけるよりも経済的により良い地位に保有者を押し上げる、又は基礎となる資本株式の現行保有者に相関することはない。ASC815-40 では、希薄化防止調整は、当該契約が、事業体の自己資本に対してインデックス付けされているとの結論を必ずしも排除しないことになる。ダウン・ラウンド調整は、(1) 保有者が、当該事象以前よりも、経済的により有利な価格で、資本株式を取得することを可能ならしめ、かつ(2) 基礎となる資本株式の現行保有者に比較し、保有者に便益をもたらすことから、異なるものである。

ダウン・ラウンド保護は、現行ガイダンスでは、資本株式に係る固定/固定オプション又はフォワードの価格付けへのインプットではないため、ダウン・ラウンド条項を含む契約及び特性は、株主資本に対してインデックス付けされている、及び株式資本として分類されている契約に関する、ASC815-10 のデリバティブ会計処理からの範囲除外に現時点では適格ではない。したがって、ダウン・ラウンド特性を含み、かつデリバティブの定義 (純額決済を含む) を充足する事業体の自己資本に係る独立した契約は、純利益を認識する公正価値変動で会計処理される。同様に、ダウン・ラウンド条項を含む組み込まれた資本転換特性は、それらが ASC815-15 の分離基準を充足することを前提として、公正価値で、デリバティブ商品として分離され、かつ会計処理されなければならない。



編集者注

ダウン・ラウンド条項を有する金融商品が、ASC815-10に準拠して、デリバティブ商品として会計処理される場合、それは、純利益を通じて公正価値変動を反映し、各報告期間において、その公正価値に指標付けされる。これは、直観に反するとみなされる可能性がある会計的帰結を創出しかねない。これは、ダウン・ラウンド保護の存在は、商品の公正価値を導く要素の一つにすぎず、当該保護は、行使価格未満に株式価格が下落する場合にのみ、引き起こされることになるためである。例えば、ダウン・ラウンド条項の存在のみにより、デリバティブ負債として会計処理される、事業体の普通株式を取得するワラントを想定されたい。事業体の普通株式の価格が上昇する場合、ダウン・ラウンド調整を通じて、保有者に対する潜在的価値移転の可能性及び金額は下落する。しかしながら、ダウン・ラウンド特性を除いたワラント負債の公正価値は上昇し、これは、純利益に対する負の影響をもたらすことになる(保有者に発行者が提供している、ダウン・ラウンド保護の公正価値が下落した場合であっても)。反対に、発行者の株式価格が下落する場合、ダウン・ラウンド条項を除外したワラントの公正価値が下落し、それが、純利益に正の影響を有する場合であっても、発行者が、ダウン・ラウンド保護の形式で、保有者に提供している価値は上昇する。

提案された変更

当 ASU 提案は、ダウン・ラウンド特性を有する金融商品(例えば、ワラント又は転換商品)の発行者に適用される。範囲から具体的に除外されているのは、(1)公正価値で会計処理され、公正価値変動が純利益で認識される独立した金融商品及び組み込まれた転換オプション(例えば、ASC815 の範囲内である、独立した及び分離された組み込みデリバティブ商品、並びに ASC825-10における公正価値オプションを選択した発行者に関する債務)、並びに(2)負債と資本要素に分離された、転換債務商品(例えば、ASC470-20に準拠した、便益転換特性を有する転換債務、又は現金転換特性)である。



編集者注

便益転換特性(BCF)に関する当 ASU 提案の範囲除外は、条件付 BCE を含む。実務的には、我々は、この範囲除外を充足する、転換債務商品における多くのダウン・ラウンド特性を予想している。さらに、当 ASU 提案は、商品が事業体の自己株式にインデックス付けされているか否かの分析から、ダウン・ラウンド特性を除外することより、ASC815-10 の範囲条項を改訂することになる。したがって、当 ASU 提案により、ダウン・ラウンド特性のみのゆえに、ASC815 に準拠して、組み込みデリバティブ商品として従来分離され、かつ会計処理されていた条件付 BCF は、その代わりに、ASC470-20 における条件付 BCF に係るガイダンスの範囲内となる可能性がある。

提案されたアプローチでは、ダウン・ラウンド条項は、当該条項を含む商品または特性が、事業体の自己株式にインデックス付けされているとの結論付けから、事業体を除外しないことになる。例えば、事業体が、相手方に、事業体の普通株式を取得する権利を付与する独立したワラントを、ASC815-40により負債又は資本として分類することが要求されるか否かを評価する場合には、ダウン・ラウンド特性の存在は、当分析に影響を与えないことになる。当該ワラントが他の方法で、資本分類に関する条件を充足する場合はしたがって、それは資本として分類されることになる。同様に、債務が主契約である契約に組み込まれた転換特性が、ASC815-15により、組み込みデリバティブとして分離されなければならないか否かの分析において、ダウン・ラウンド条項の存在は、事業体の自己株式にインデックス付けされ、かつ株主資本として分類される契約に関して、当該契約が ASC815-10-15-74 における範囲除外適格となることを妨げないことになる。ダウン・ラウンド特性を含む商品が、資本分類から、もはや明示的に除外されない一方、しかしながら、当該商品は未だ、他の理由で、資本分類適格とはならない可能性がある(例えば、発行者が、当該契約を現金決済することを強いられる場合)。

商品の負債又は資本としての分類は、当提案では、ダウン・ラウンド特性により描写されないことになる。代わりに、ダウン・ラウンド特性は、それが、「引き金を引かれる」(すなわち、事業体が、行使価格未満の価格で、株式を発行した)場合にのみ、会計処理に影響を与えることになる。当該特性が一旦引き金を引かれたならば、事業体は、価格調整が発生した場合に、保有者に移転された価値を決定することになる。彼らは、ASC820の公正価値測定ガイダンスに準拠して、「ウィズ・アンド・ウィズアウト法(with and without method)」の使用によりこの価値を判定することになる。そこでは、当該商品が、当該特性がある場合と当該特性がない場合に有する公正価値が比較されることになる。当 ASU 提案は、事業体が、以下の差額として、公正価値を測定することになる、と述べている。

- a. 発行された商品の現在の行使価格に対応する行使価格を有する金融商品の公正価値(ダウン・ラウンド特性なし)(すなわち、行使価格減額前)。
- b. ダウン・ラウンド特性が引き金を引かれた時点で、減額後の行使価格に対応する行使価格を有する金融商品の公正価値(ダウン・ラウンド特性なし)。

ダウン・ラウンド調整に関する会計処理は、ダウン・ラウンド調整を含む商品が、資本として又は負債として分類されるか否かに依存して相違する。

資本分類商品

ダウン・ラウンド特性が、資本として分類される商品(例えば、資本分類されたワラント、又は発行者の資本株式に係るオプション)に関してトリガーが引かれる場合、事業体は、価値の移転を、未処分利益の減少及び株式払込剰余金の増加(すなわち、みなし配当として)として認識することになる。当該特性は、事後に再測定されないことになる。

設例 1

2017年1月1日に、事業体Aは、投資者Xに、Aの普通株式を取得するワラントを付与する。当該ワラントは、一株当たり3.00ドルの行使価格を有し、Aがその普通株式の新規株式を発行する場合には、調整の対象となる。Aが、一株当たり3.00ドル未満で、普通株式の新規株式を発行する場合、行使価格は、その発行価格に対して調整される。事業体Aは、ASC815-40に準拠して当該ワラントを評価し、それらは、ダウン・ラウンド条項が考慮外とされる場合、事業体の自己株式にインデックス付けされているとみなされるため、資本として分類されなければならないと結論付けた。2017年7月1日に、Aは、一株当たり2.50ドルの価格で、投資者Yに普通株式の新規株式を発行する。したがって、当該ワラントの行使価格は、2.50へ調整される。

2017年7月1日に、Aは、3.00ドルから2.50ドルへワラントの行使価格を下げた時点で、Xに移転される価値を決定することになる。当該金額は、未処分利益の減額として取り扱われることになり、株式払込剰余金において、当該ワラントの帳簿価額に対する増加として取り扱われる。

負債分類商品

ダウン・ラウンド特性を含む商品が、負債として分類される場合(例えば、特定の転換債務)、事業体は、その特性の引き金を引いたことにより生じる価値の移転を、純利益に対するチャージを通じ、かつ関連調整を、負債分類商品の帳簿価額に対する調整を通じて認識することになる。

設問 2

事業体 B は、組み込み転換特性を含む債務商品を 2015 年 1 月 1 日に発行した。当該組み込み転換特性は、ASC815-15 による組み込みデリバティブとしての分離に関する条件を充足せず、ASC470-20 による資本要素の分離の結果とならない。当該組み込み転換特性は、債務保有者が、一株当たり 5.00 ドルで、B の資本の株式に社外流通債務を転換することを容認する。但し、B が一株当たり 5.00 未満で普通株式の株式を発行する場合には、調整の対象となる。その時点では、債務保有者の転換価格は、下限 3.50 ドル(確約日の株式価格)に制約された、より低い発行価格まで調整されることになる。2017 年 1 月 1 日に、B は、一株当たり 4.00 ドルの価格で、普通株式の新規株式を発行する。これは、一株当たり 5.00 から一株当たり 4.00 へ、転換価格に対する調整の引き金を引くことになる。2017 年 1 月 1 日に、B は、(1)純利益の減額、及び(2)債務の帳簿価額に対する調整を記帳し、そのダウン・ラウンド調整の影響の公正価値を判定することになる。

債務商品の帳簿価額に対する調整は、事業体が、ASC835 に記載されている実効金利法の使用により、償却することになる当該商品の帳簿価額の増加の結果となる。当該特性は、事後には再測定されないことになる。当該商品が事後に消滅する場合、残存する未償却金額は、消滅損益の一部として認識される。当該商品が資本に転換される場合、残存する未償却金額は資本に組替される。

開示

事業体は、以下事項の開示が要求されることになる。

- a. [ダウン・ラウンド]特性が引き金を引かれた事実。
- b. ダウン・ラウンド特性が引き金を引かれた影響の価値。
- c. その影響が記帳されている財務諸表表示項目。

発効日及び移行措置

FASB は、当提案のコメント期間後に、最終ガイダンスに関する発効日を決定する予定である。当該変更の累積的影響は、適用期間における、未処分利益の期首残高に対する調整として認識されることになる。

ASC480 における無期限の延期の排除

ASC480-10 における移行ガイダンスは、特定の商品及び事業体に関して、その既定の一部の適用を無期限に延期している(すなわち、SEC 登録者ではない非公開事業体の特定の強制償還金融商品、及び特定の強制償還非支配持分)。したがって、当該商品は、ASC480-10-25 が、それらが負債として分類されるべきと提言している場合であっても、米国会計基準上、資本として適格となる可能性がある。



編集者注

ASC480-10 は、強制償還金融商品を負債として分類することを発行者に要求している。上述の無期限の延期のため、これらの規定は、編纂書上、「保留中内容」と表示されているが、ASC480-10-65 の移行ガイダンスは、それらに関する発効日を提供していない。

当 ASU 提案は、同一の適用可能性を有する範囲除外を有する、ASC480-10 における無期限延期を差し替えることになる。当審議会の目的は、その適用を変更することなく、編纂書の航行可能性(navigability)を改善することにある。この提案は、会計基準が、その範囲内の項目に適用される方法の変更を意図しておらず、移行ガイダンスは提供されていない。

FASB による、負債と資本に係る研究プロジェクト

2016年2月3日の会議で、FASBは、将来のテクニカル・アジェンダ(technical agenda)に係る公開コメントを求めるディスカッション・ペーパーの開発を決定した。同一の会議において、当審議会は、ASC815-40-25による、事業体の自己資本に係る契約に関する資本分類条件の簡素化に係るプロジェクトをテクニカル・アジェンダから削除するが、当ASU提案において対処される問題点に係る作業を継続することを決定した。個々の審議会メンバー(individual board members)は、当会議において、負債と資本に係る現行ガイダンスにおける欠点はとても広範であり、焦点が絞られた改善アプローチは、それらの解決のために不適切であろう、と提言した。彼らはまた、現行ガイダンスにおける多くの規則及び例外の適切な理解を有する実務家は少数しか存在せず、負債と資本の不適切な峻別がこれにより、会計上の修正再表示の最も共通の理由の一つであり続けている、との見解を表明した。

2016年8月4日に、FASBは、[コメント要請「アジェンダ・コンサルテーション」](#)を発行した。これは、負債と資本の峻別に係る包括的プロジェクトを再開すべきか否かに係る公開インプットを要求するものである。当審議会が、そのようなプロジェクトの立ち上げを決定しなければならない場合、我々は、現行文献の基礎からの包括的な修正の結果となり得ることを予期している(例えば、発行者の資本株式に係る独立した契約、及び組み込み資本転換特性を有する債務に関して)。

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください (www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*TM のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュートマツ・リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500[®] の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュートマツ・リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.